

令和8年度甲斐市総合防災訓練における自治会訓練について

① 避難経路確認及び避難誘導等訓練

【避難経路確認】

自治会（自主防災組織）の避難誘導班などは、訓練前に指定避難所及び一時避難場所までの避難経路の確認を行ってください。

Point

- ・地震の場合は、家屋又はブロック屏等の倒壊の危険がない経路を選択します。
- ・水害の場合は、河川、用水路等がない経路を選択します。
- ・市の各種ハザードマップを確認し、地域の危険箇所を把握する。
- ・地域を実際に歩いて、目で見て安全点検を行う。
- ・避難経路を検討し、防災マップ（地区防災計画内）を作成する。
- ・作成した避難経路を実際に歩き、危険な場所がないか再確認し、必要に応じて経路を見直す。
- ・訓練を実施し、地域住民が避難経路や避難場所の安全を確認する。
- ・訓練後、内容を見直し、改善を行う。
- ・地域住民に更新した防災マップや避難経路を周知する。

【避難誘導等訓練】

訓練当日において、午前8時のサイレン吹鳴によるシェイクアウト訓練後、自治会（自主防災組織）の避難誘導班などは、自身の安否等を伝達後、事前に確認した安全な避難経路により地域住民を避難場所等へ誘導してください。

また、自治会（自主防災組織）の福祉班などは、平時から要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等）の把握に努め、市福祉部、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護従事者、福祉ボランティア等の福祉関係団体などと連携し、必要な場合は避難支援等ができるよう体制づくりにご協力をお願いします。

Point

- ・避難誘導の責任者を決め、指示系統を明確にします。
- ・避難誘導班員などは、目印となるものを携帯し、地域住民が混乱しないようにする。
- ・避難経路の確認や避難場所までの所要時間の把握をする。
- ・避難誘導に必要な誘導灯や拡声器などの準備する。
- ・訓練内容を地域住民の具体的な避難計画（避難対象者、避難先、避難ルート、避難所要時間設定、避難先での対応内容などの事前準備）の作成時に反映させる。

② 安否確認及び情報伝達訓練 【必 須】

【安否確認】

自治会（自主防災組織）の情報班及び組長などは、訓練前に連絡網等に変更がないか確認してください。

Point

- ・災害時の安否確認は、その後の捜索・救助活動に関わることなので、災害時に不在となった場合は、自身及び家族の安否について自治会などに伝えることを心掛けてください。
- ・【別紙1 安否確認の方法について】を参考に自治会内において、安否確認が実施できる体制づくりを行う。

【情報伝達訓練】

訓練当日において、シェイクアウト訓練後、自治会（自主防災組織）の情報班及び組長などは、地域住民の安否確認を行い、情報伝達訓練を次の流れにより行います。

手順	実施者	訓練内容
1	組長など	・ 事前に組内等で安否確認の方法について決める。 ・ 訓練開始後、組内又は担当区域の地域住民の安否を確認。 「①安全を確認した人数」、「②安否を確認できなかった人数」を確認。また、①②の人数の内、要配慮者になる人数を記載する。 ※自治会等未加入者など確認できない人は②に含める。 ・ <u>午前9時までに</u>情報班などに人数を報告する。 ※組長等からの報告先を事前に決めておく。
2	情報班など	・ 組長などから報告を受けた人数を「安否確認表」に集計し、<u>午前10時までに</u>安否確認結果を市に報告する。 竜王地区：電話 055-278-1661（総務課） FAX 055-276-7215 敷島地区：電話 055-277-3112（敷島支所 市民地域課） FAX 055-277-7950 双葉地区：電話 0551-20-3650（双葉支所 市民地域課） FAX 0551-20-3670

Point

- ・ 要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、日本語が十分に理解できない外国人などを想定。

③ 自治会（自主防災組織）訓練

自治会（自主防災組織）で設定した一時避難場所等（訓練会場）において、それぞれで計画した訓練を行ってください。

訓練内容については、「別紙3 自主防災組織 訓練内容調査票（記載例）」にお示ししておりますので、その中から、自治会（自主防災組織）の判断で内容を決定してください。訓練内容が決まりましたら、**【自主防災組織 訓練内容調査票】を令和8年9月30日（水）までに提出をお願いします（訓練を実施しない場合も必ず提出してください）。**

総合防災訓練に係る自主防災組織訓練事業費補助金を申請する場合は、申請書も併せてご提出ください。なお、計画した訓練が実施できなかった場合は、実績を「0円」として実績報告書を必ず提出してください。

④ 関係機関合同訓練、指定避難所開設訓練

・関係機関合同訓練（会場：竜王南小学校）

【対象自治会】万才1区、万才東区、田中区、田中2区、下八幡3区

対象自治会の自主防災組織、避難所開設担当職員等による備蓄資機材設置訓練を行う。その他、応急手当講習や起震車体験、災害協定に基づく各種展示等を行う。

詳細について現在関係機関と調整しておりますので、訓練内容や会場レイアウトが確定次第、対象自治会の自治会長及び防災委員を対象に別途、事前説明会を開催します。

訓練当日は各自治会で10名程度の参加をお願いします。

・指定避難所開設訓練（会場：竜王北小学校、敷島小学校）

【竜王北小学校 対象自治会】

竜王新町1区、竜王新町2区、竜王新町3区、竜王新町4区、竜王新町5区、竜王新町6区、竜王新町7区

【敷島小学校 対象自治会】

東町東、東町仲、東町西、敷島仲町、川辺町、敷島新町、町屋、町屋南、寺前

対象自治会の自主防災組織、避難所開設担当職員等による指定避難所開設訓練を行う。その他、消防署による応急手当、救助訓練や防災講習を実施します。

指定避難所開設訓練については、防災訓練当日に実際の災害を想定した避難所の受付や体育館内のレイアウトの作成等を行っていただきます。自治会長や防災委員でなくても構いませんので、開設担当者として2名の報告をお願いします。

指定避難所開設訓練に参加される2名及び自治会長、防災委員を対象に別途、事前説明会を開催します。

訓練当日は各自治会で10名程度（開設担当者2名を含む）の参加をお願いします。

⑤ その他連絡事項

- ・自治会役員などは、ヘルメット、ビブス、腕章等を身に付けてください。
- ・広報 10 月号と一緒に【組回覧用チラシ】及び【安否確認及び情報伝達訓練の流れ】を配布する予定です。
- ・本日の説明資料は、市ウェブサイトに掲載を予定しております。（※「令和8年度甲斐市総合防災訓練」で検索してください。）